

住居確保給付金の概要（案）

(1) 目的

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

(2) 支給対象者

- 65歳未満の者であって
- 離職等のあと2年経過していないこと
- 世帯の生計を維持している者

(3) 支給要件

① 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、生活費＋家賃額以下であること。

- 生活費：生活保護基準とほぼ同等の水準である市町村民税均等割の非課税限度額の1/12
→すべての地域性、世帯の人数に対応した水準とする。
- 家賃：住宅扶助特別基準額が上限

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	8.4万円＋家賃額以下	基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）＋家賃額 以下
2人世帯	17.2万円以下	
3人以上世帯	17.2万円＋家賃額以下	

（単位：万円）

例
：
東
京
都

世帯	住宅支援給付	住居確保給付金 (1級地)	住居確保給付金 (2級地)
単身	13.8	変更なし	13.4
2人	17.2	19.8	19.7
3人	24.1	変更なし	22.7
4人	〃	28.2	26.3
5人	〃	32.4	30.2
6人	〃	38.8	33.9
7人	〃	41.7	34.8

② 資産要件

申請時の世帯の預貯金合計額が、収入要件の6カ月分以下であること。→受給中及び受給終了直後に生活保護に陥らないよう、生活費を補う資産の保有を認める

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	50万円以下	基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下
複数世帯	100万円以下	

③ 受給期間中の就職活動要件

- ・ 自立相談支援機関の相談支援員等による面接等（月4回以上）
- ・ ハローワークでの職業相談（月2回以上）
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等
その他、自立相談支援機関の作成するプランに基づき就労支援を受ける。

(4) 支給期間

原則3か月間
ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能（最長9ヶ月間）

(5) 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）
（東京都の場合）単身世帯：53,700円、2人世帯：69,800円

(6) 再支給

常用就職の後、解雇された場合に限る

(7) その他

給付金と併せて、自立相談支援機関によるアセスメントに基づき、個々の状況に応じた就労支援を実施することにより、包括的かつ効果的な支援を行う。